

「生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」について

加古川市立平岡南中学校

Ⅰ 教職員と生徒との携帯電話での通話及びメール・SNS等の使用について

(1) 携帯電話での通話について

- ①生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ②生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ③緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

(2) メール・SNS等の使用について

- ①教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動(部活動・行事指導等)で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ②教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ①生徒との面談や相談等は、電話(携帯電話を含む)やメール・SNS等を使用して行わない。
- ②原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- ③実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- ④1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をする。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則)

この校内ルールは、令和3年5月13日より実施する。